

小規模事業者持続化補助金

経営計画に基づいて実施する販路開拓等のための取組みに対し
50万円を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます

中小企業診断士の先生が申請書作成をアドバイス

持続化補助金申請に向けた 特別セミナー

参加費

当所会員事業所: **無料**

非会員事業所: 2,000円

開催日 **第1回** 2018年 **4月6日(金)** | **第2回** 2018年 **4月24日(火)**
時間 **14:00~17:00** | **14:00~17:00**

※第1回、第2回とも講座内容は同じです。いずれかご都合の良い日にお申し込み下さい。

会場 **足利商工会議所 友愛会館** 〒326-8502 足利市通3丁目2757
TEL.0284-21-1354 FAX.0284-21-6294

講師 **中小企業診断士 勝沼 孝弘 氏**

対象 **持続化補助金の申請を計画する小規模事業者** **定員** 各回**50名**

主催 足利商工会議所

「小規模事業者持続化補助金」〈申請締切/平成30年5月18日(金)〉

- **補助率** 補助対象経費の2/3以内
- **補助額** 上限50万円(①従業員の賃金を引き上げる取組を行う事業者、②買物弱者対策の取組、③海外展開の取組は上限100万円)
*複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円~500万円です。(連携小規模事業者数によります)

■ 補助対象者

小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

補助対象となり得る販路開拓等の取組み事例

- ✓ 新たな販促用チラシの作成、送付
- ✓ 新たな販促用PR
(マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告)
- ✓ ネット販売システムの構築
- ✓ 国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加
- ✓ 店舗改装
(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む) など

※内容は、公募に関する概要です。詳細は下記アドレスまで。

<http://h29.jizokukahojokin.info/>

(FAXは切り取らずに送信してください)

足利商工会議所 行 **持続化補助金セミナー受講申込書** FAX.0284-21-6294

受講希望日	<input type="checkbox"/> 4月6日(金) 14:00~17:00	<input type="checkbox"/> 4月24日(火) 14:00~17:00	受講希望日の□に ✓を入れてください。
事業所名		受講者名	
住所	〒 -		
TEL		FAX	

※ご記入いただいた情報は、主催団体からの各種連絡、情報提供のために利用することがあります。